

戸籍氏名に外字を使用している場合の氏名表記について（お願い）

神奈川県弁護士会

新規に入会する場合の氏名表記について、戸籍氏名に旧字・異字体・俗字・略字等のいわゆる外字を使用している場合は、特にお申し出のない場合は、日弁連発行物に関して、下記の通りの取り扱いとなります。

異なる取り扱いを希望される場合は、入会申込書類とともに下記回答書をご提出ください。ただし、ご希望にそえない場合もありますので、ご了承ください。

記

1 「会員名簿」、「自由と正義」、日弁連及び委員会が発行する印刷物、会員宛通知、日弁連HP並びに身分証明書における氏名表記は、JIS規格（JIS2004）で定められた第一水準、第二水準（正字）に変換した文字による。

2 日弁連が発行する登録等証明書における氏名表記は、弁護士の場合は戸籍又は外国人住民に係る住民票、外国法事務弁護士の場合は法務省発行の承認通知書記載の文字による。

以上

回答書

外字を希望します。

年 月 日

氏名 _____

該当する文字